

仙台牛PRキャラクター使用基準

平成30年4月1日
〔一部改正〕令和2年8月6日
宮城県農政部畜産課

仙台牛・仙台黒毛和牛をはじめとする県産和牛をPRするためのPRキャラクター（以下「PRキャラクター」という。）について、下記のとおり使用基準を定めるもの。

1 使用届出




PRキャラクターを使用する場合には、仙台牛PRキャラクター使用届出書（様式1。以下「使用届出書」という。）を宮城県農政部畜産課（以下「畜産課」という。）に提出してください。

ただし、次の各号に該当する場合は、届出の必要はありません。

- (1) 宮城県及び仙台牛銘柄推進協議会（各販売指定店も含む。）が仙台牛・仙台黒毛和牛をはじめとする県産和牛をPRする目的で使用する場合。ただし、商品パッケージや商品自体に使用する場合は、届出が必要になります。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 個人が仙台牛・仙台黒毛和牛をはじめとする県産和牛をPRする目的で使用する場合

2 使用できる画像等

使用できる画像等については、次のとおりです。なお、使用届出が必要ない場合でも、次の各項目は、遵守願います。

No.	1	2	3
画像			
名称	うしまさむね 「仙台牛PRキャラクター牛政宗くん」若しくは「牛政宗くん」 ※ 画像を使用する場合には、上記の名称を必ず表記願います。なお、名称が識別できれば、そのフォントや大きさは問いません。		
禁止事例	次のような画像の変更等は、禁止とします。 ○ 指定外の色を使う ○ 変形する ○ 顔の半分以上を隠す ○ 他の図形を組み合わせる ○ 比率・バランスを変える ○ 反転する		

3 使用期間

最長で届出から2年間とします。

4 使用できない場合

次の各号に該当する場合は、使用できません。なお、使用届出が必要ない場合でも、次の各号に該当する場合は、使用できません。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 仙台牛・仙台黒毛和牛をはじめとした県産和牛のイメージを傷つけるおそれがある場合
- (3) 不当な利益をあげるために使用する場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとする場合
- (5) その他、畜産課が使用しないことが適切であると判断した場合

5 届出内容の変更

届出後に当初の届出内容と異なる使用をする場合は、仙台牛PRキャラクター使用変更届出書(様式2)を畜産課に提出してください。

6 使用条件

届出・変更届出を行った場合は、次のとおり、PRキャラクターを適正に使用してください。なお、使用条件に違反した場合、又は届出書の内容に虚偽があることが明らかになった場合等、畜産課から指示のあった場合には、申請者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行ってください。

- (1) 使用にあたっては、キャラクター名称(「仙台牛PRキャラクター^{うしまさむね}牛政宗くん」又は「牛^{うし}_{まさむね}政宗くん」)を必ず表記願います。なお、畜産課において明示が不要又は困難であると認める場合には、省略可とします。
- (2) キャラクター使用品の現物1点を畜産課に提出してください。現物の提出が困難な場合は、現物の写真を提出してください。提出された使用品・写真は返却しません。なお、これらの現物・写真は、仙台牛・仙台黒毛和牛をはじめとする県産和牛PRのため、畜産課のホームページや広報物に掲載する場合があります。
- (3) 使用する大きさには制限はありません。
- (4) 印刷用の精密データが必要な場合は、畜産課にご連絡ください。

9 問い合わせ先

宮城県 農政部 畜産課 生産振興班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

TEL:022-211-2853 FAX:022-211-2859

E-mail : tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp